

# 共済組合における個人番号 (マイナンバー)の利用について

平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まり、共済組合も「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に規定されている次の範囲で、組合員及び被扶養者(任意継続組合員とその被扶養者を含む。)の皆様の個人番号(マイナンバー)を取得し利用することとされております。



- (1) 厚生年金保険法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金等主務省令で定めるもの
- (2) 地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業等に関する事務であって主務省令で定めるもの

共済組合では、平成29年1月から個人番号(マイナンバー)の利用を開始し、平成29年7月以降、主に次の目的で使用します。

## 短期給付では

- 被扶養者の認定事務において、住民票や所得証明書等の取得に利用します。
- 傷病手当金等の支給事務において、他の法令による給付との併給確認に利用します。

## 長期給付では

- 扶養親族等申告書を税務署や市町村等へ提出する法定調書に利用します。
- 年金給付あるいは一時金支給に係る事務処理に利用します。

## 福祉事業では

- 貯金事業において、税務署へマル優適用者の非課税貯蓄申告書等提出の際に利用します。

## 個人番号の収集について

組合員及び被扶養者等の個人番号は、番号法第14条に基づき、所属所の共済事務担当課、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)等からの収集を検討しておりますが、詳細については、後日お知らせいたします。

## マイナンバーに係るお問い合わせ先

- |              |     |              |
|--------------|-----|--------------|
| ■ 短期給付に関すること | 保険課 | 048-822-3306 |
| ■ 年金に関すること   | 年金課 | 048-822-3307 |
| ■ 福祉事業に関すること | 福祉課 | 048-822-3305 |

